特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	健康増進関係に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日の出町は、健康増進関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

日の出町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進関係に関する事務					
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康診査(検診)の管理、データ分析事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①健康増進事業の対象者の把握 ②健(検)診結果管理					
③システムの名称	1.健康管理システム 2.特定健診等データ管理システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名					
健診対象者ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 項番102の2					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	いきいき健康課					
②所属長の役職名	いきいき健康課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 総務課広報広聴係 電話042-597-0511(代)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地いきいき健康課健康推進係 電話042-597-0511(代)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年3月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和]4年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	②いきいき健康課長 三澤 良勝	②いきいき健康課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	項目なし	Ⅳ リスク対策 (項目の新規追加による記載)	事後	
令和4年3月11日		1.健康管理システム 2.特定健診等データ管理 システム	1.健康管理システム 2.特定健診等データ管理 システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間 サーバー	事後	
令和4年3月11日		番号法第9条第1項、別表第一 項番76 健康 増進法第17条等	番号法第9条第1項、別表第一 項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第54条	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	番号法第19条第8号及び別表第二 項番102の 2	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	